

# 令和7年度 石切事業所で使用する電力調達仕様書

## 1 件名

令和7年度石切事業所で使用する電力調達

## 2 概要

東大阪都市清掃施設組合石切事業所内において使用する電力を調達するもの。

対象施設 東大阪都市清掃施設組合 石切事業所  
東大阪市中石切町7丁目4番61号  
需要場所 同上

## 3 調達期間

令和7年3月18日0時から令和8年3月17日24時まで

## 4 各月予定契約電力及び年間予定総使用電力量

(1) 各月予定契約電力 50kW

(2) 年間予定総使用電力量 100,000kWh  
(夏季27,000kWh その他季73,000kWh)

※ 各月の内訳を別紙1に示す。

※ (1) および(2)における数値は入札金額の算定において使用する予定上のものであり、実際の数値とは異なる。契約後の料金については、各月における実際の使用電力及び契約電力を元に算定すること。

※ 直近6年度において実際に使用した電力等について別紙2-1及び2-2に示す。

## 5 石切事業所の仕様

### (1) 電気方式等

① 供給電気方式	交流3相3線式
② 供給電圧(標準電圧)	6,000V
③ 計量電圧(標準電圧)	6,000V
④ 標準周波数	60Hz
⑤ 受電方式	1回線受電
⑥ 常用・非常用自家発電設備	無
⑦ アンシラリーサービス料金対象	無
⑧ 蓄熱式負荷設備	無
⑨ 太陽光発電設備	無

### (2) 需給地点

構内柱上気中開閉器の電源側接続点

(3) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(4) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(5) 現在の電気需給契約先

関西電力株式会社

(6) 石切事業所業務概要

- ・ペットボトル受け入れ及び減容、圧縮梱包
- ・その他プラスチック受け入れ及び一時保管等

## 6 料金制度

各月の電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金によるものとし、算定方法は「基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金」とする。

なお、賠償負担金相当額及び廃炉円滑化負担金相当額については契約時の電力料金単価に含めるものとする。また、各単価については消費税を含めるものとする。

(1) 基本料金

基本料金は、契約時の基本料金単価に契約電力を乗じたものとし、供給者は調達期間において、各月の平均力率(※)により、力率割引及び割増を行うものとする。力率割引額は、力率が85%を上回る場合1%ごとに基本料金を1%割引し、割増額は力率が85%を下回る場合1%ごとに基本料金を1%割増するものとする。基本料金の算定方法は、「契約電力×基本料金単価±力率割増額(割引額)」とする。

(※) 現在石切事業所では一般送配電事業者側供給設備の電圧上昇対策の為、高圧受変電設備内の進相用コンデンサを開放している。これに伴い、測定した力率に関わらずその月の平均力率を100%とする協定を、一般送配電事業者との間で結んでいる。新たに契約した供給者においても、基本料金算定の際は月の平均力率を100%として扱うものとする。

(2) 電力量料金

電力量料金は、契約時の電力量料金単価に各月の使用電力量を乗じ、燃料費調整額を加えた(減じた)ものとする。但し、電力量料金単価は夏季(7月1日0時~9月30日24時)とその他季(夏季以外の期間)について各々定めるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款等の規定によるものとする。ただし、契約時に約款等を提出することとし、約款が無い場合は燃料費調整について明記した文書を提出すること。燃料費調整額の算定方法は「使用電力量×燃料費調整単価」とする。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

単価は再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度に基づき、経済産業大臣により決定された額とし、算定方法は「使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」とする。

## 7 計量日等について

### (1) 計量

計量日は毎月18日とする。計量は、一般送配電事業者が設置した取引用計量器により記録された値によるものとする。

### (2) 代金の算定期間

代金の算定期間は、計量日（18日）の0時からその翌月の計量日の前日（17日）の24時までの期間とする。

### (3) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、当組合は供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

### (4) 電力接続について

一般送配電事業者との接続に伴う手続き、工事については供給者の負担で行うものとする。

### (5) 精算金

調達期間内に契約種別等を変更や廃止する場合、供給者は精算金を請求することができるものとする。但し、精算金の算定を行う場合は、当組合と供給者の協議の上決定すること。

### (6) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。ただし、契約日現在有効な関西管内の一般送配電事業者が定める電気供給条件に照らし、協議するものとする。

## 8 入札金額の算定

入札金額については、基本料金単価と電力量料金単価を各入札者が設定した上で、以下の計算式によるものとする。なお、一元未満については切捨てとする。

$$\text{入札金額} = \text{基本料金単価} \times 600 \times 0.85 + \text{電力量料金単価 (夏季)} \times 27,000 \\ + \text{電力量料金単価 (その他季)} \times 73,000$$

なお、式の各項目については以下の通りである。

#### ① 基本料金単価 $\times 600 \times 0.85$

調達期間中の基本料金12ヵ月分。各月予定契約電力（50kW）に12を乗じ、基本料金単価及び0.85（力率割引）を乗じたもの。

#### ② 電力量料金単価（夏季） $\times 27,000$ + 電力量料金単価（その他季） $\times 73,000$

調達期間中の電力量料金12ヵ月分。夏季及びその他季の予定使用電力量に、各電力量料金単価を乗じたもの。

※ 各単価については税込みのものとし、銭単位まで設定すること。

※ 賠償負担金相当額及び廃炉円滑化負担金相当額については電力料金単価に含めるものとする。

※ 燃料費調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に加えないこと。